

伊勢海報

会報 第134号
(令和2年10月)



公益社団法人 伊勢湾海難防止協会

表紙の絵画の紹介

この「練習船 日本丸」の絵は、昭和61年7月、三重県土木部港湾課の松橋芳喜様から寄贈されたものです。当協会事務局の室内に掲示しています。

目 次

事業報告

1	令和2年度 霧海難ゼロキャンペーン	1
2	令和2年度 海の事故ゼロキャンペーン	2
3	令和2年度 伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会	9

会務報告

1	令和2年度 第1回通常理事会	14
2	令和2年度 通常総会	17
3	事務局便り	19

令和2年度 霧海難ゼロキャンペーン

1 実施状況

本キャンペーンは、平成17年7月に発生した熊野市沖でのケミカルタンカー(日光丸/旭洋丸)の衝突海難を教訓として、平成18年度から海霧の発生多発時期をとらえて内航船舶の海難防止を重点とした地方運動(霧海難防止強調運動)として展開し、令和元年度からは、運動の名称を「霧海難ゼロキャンペーン」に改め実施している。

令和2年度においては、令和元年6月13日開催の海難防止強調運動推進東海地方連絡会議において策定された「令和2年度霧海難ゼロキャンペーン実施計画」に基づき、また、新型コロナウイルス感染症に対応した状況下において実施した。

2 実施計画

(1) 目的

霧の多発期を控え、船舶運航に携わる乗組員はもとより、船舶所有者及び運航管理者等に対して、視界制限時における航行安全対策について再確認させることにより、霧等の視界制限時における海難の防止に資することを目的とする。

(2) 実施期間 令和2年4月25日(土)から7月31日(金)

(3) 重点事項

視界制限時において、船舶乗組員や運航管理者等が特に遵守すべき次の事項を重点事項とする。

- ① 見張りの徹底：レーダーによる連続した他船の動静監視を行う
- ② 安全な速力での航行：必要な場合はためらわず行脚を止める
- ③ 気象・海象状況の早期把握：最新の気象・海象情報を把握する
- ④ 早期の避泊：無理な航行を止め視界の回復を待つ

(4) 実施体制

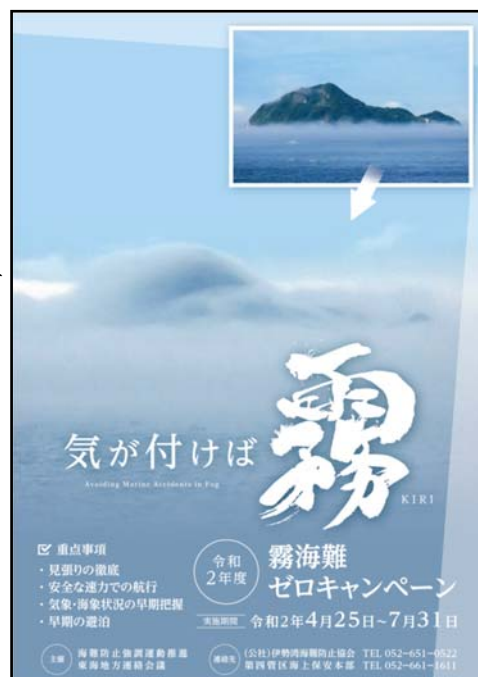
海難防止強調運動の地方運動として位置づけ、各地区の特性を勘案した官民一体の体制とする。

(5) 実施事項

- ① 海上保安官による訪船、訪社指導
- ② 海上交通センターからの視界不良情報の提供
- ③ 船舶からの通報による伊勢湾海上交通センターにおける遠州灘・熊野灘の視程情報の収集
- ④ 海の安全情報の提供及び活用
- ⑤ 緊急情報配信サービスの周知及び利用促進
- ⑥ ポスターを活用した広報及び周知

3 参考事項

第四管区海上保安本部によれば、キャンペーン期間中、霧に起因する海難事故の発生はない。



令和2年度 海の事故ゼロキャンペーン

令和2年3月30日、全国海難防止強調運動実行委員会において「海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を受けている国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。」等の趣旨の下、海の月間の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、海の事故ゼロキャンペーンを推進することが決定された。

この決定を受け、当地方においても海の事故ゼロキャンペーンを実施するについては、例年、海難防止強調運動推進東海地方連絡会議を開催して実施計画を策定しているが、今年度においては、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況であることから、構成員に対して別添1の「令和2年度海難防止強調運動推進東海地方連絡会議について」により今年度の連絡会議の開催を見送ることを通知した。

更に、今年度の実施計画については、書面決議により策定することとし、別添2の「令和2年度海難防止強調運動推進東海地方連絡会議資料の送付について」を以って、構成員に諮った。

書面決議の結果、令和2年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画について承認を得たことから、別添3の「令和2年度東海地方における海の事故ゼロキャンペーンの実施について」により構成員に通知した。

各構成団体・機関においては、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況であることから、「密集・密接・密閉」の3つの密を避け、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報に留意しつつ、本キャンペーン活動への取り組みを行った。

JCG 海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

海の事故 ゼロ ZERO キャンペーン

2020 7/16-31
海難0への願い

- 重点事項 1 小型船舶の海難防止
- 重点事項 2 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- 重点事項 3 ライフジャケットの常時着用など自己救命策の確保
- 重点事項 4 荒天時における走錨などに起因する事故の防止

海の情報はここでGET!
海の安全情報

主催：公益財団法人海難防止協会、公益財団法人海上保安協会、海上保安庁
共催：経済産業省「505-111」事務局、国土交通省「海難防止部」、海難防止推進協議会、海難安全委員会、公益財団法人海難防止センター

協賛：国土交通省「海防」事務局、国土交通省「海防」事務局

(別添1)

2 伊海防第10号
令和2年5月28日

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議構成員 各位

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議議長
公益社団法人 伊勢湾海難防止協会
会長 八木嘉幸

令和2年度の海難防止強調運動推進東海地方連絡会議について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度における海の事故ゼロキャンペーンは、全国海難防止強調運動実行委員会において例年どおり7月16日～7月31日までの16日間に亘り全国的に実施することが決定され、東海地方におきましても、同キャンペーンを実施することに致します。

例年であれば、事前に作業部会、連絡会議を開催して、東海地方における実施計画を策定することになりますが、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の見地から予定していた作業部会の開催を見送ったところです。

また、現状を見てみますと、国における緊急事態宣言は解除になったものの、感染が収束した状況ではなく、引き続き注意を要する事態が継続していることから、令和2年度の東海地方連絡会議の開催は見送ることと致します。

なお、東海地方における実施計画(案)等につきましては、追って送付させていただきますので、内容をご検討、ご確認いただくことで、ご了承を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

(別添 2)

2 伊海防第19号
令和2年6月22日

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議構成員 各位

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議議長
公益社団法人 伊勢湾海難防止協会
会長 吉川 廣 一

令和2年度 海難防止強調運動推進東海地方連絡会議資料の送付について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私事、令和2年6月12日をもって、公益社団法人伊勢湾海難防止協会の会長に就任致しました。前会長の八木嘉幸の職務を引継ぎ、海難防止強調運動推進東海地方連絡会議議長を務めさせていただきますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

さて、令和2年度の東海地方連絡会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の見地から開催を見送る旨ご通知させて頂いておりますところ、令和2年度海の事故ゼロキャンペーン東海地方実施計画（案）等が纏まりましたので送付致します。

つきましては、添付の「令和2年度海難防止強調運動推進東海地方連絡会議」資料に編綴しております東海地方実施計画（案）等の内容についてご確認を頂き、ご承認を賜りたいと存じます。

ご確認の上は、同封の回答書にて、6月30日（火）までにFAX送信によりご回報方お願い申し上げます。

敬具

2 伊海防第 22 号

令和 2 年 7 月 2 日

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議構成員各位

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議議長

公益社団法人 伊勢湾海難防止協会

会 長 吉 川 廣 一

令和 2 年度 東海地方における海の事故ゼロキャンペーンの実施について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、東海地方における海難防止の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年度の東海地方における海の事故ゼロキャンペーンにつきましては、2 伊海防第 19 号（令和 2 年 6 月 22 日）「令和 2 年度海難防止強調運動推進東海地方連絡会議資料の送付について」によりご提案をさせて頂きましたところ、皆さまより実施計画（案）を承認する旨の回答を頂きましたので、これを決定事項とし、別添の実施計画のとおり推進することと致します。

構成員各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況であることから、「密集・密接・密閉」の 3 つの密を避け、今後の政府及び地方自治体が発表する新型コロナウイルス感染症対策に関する情報に留意しつつ、本キャンペーン活動への取り組みをお願い申し上げます。

敬具

添付資料

- ・ 令和 2 年度 海の事故ゼロキャンペーン東海地方実施計画
- ・ 2020 海の事故ゼロキャンペーンポスター
- ・ 2020 海の事故ゼロキャンペーンリーフレット

令和2年度 海の事故ゼロキャンペーン東海地方実施計画

令和2年7月2日

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議

1 目的

海の事故防止の一環として、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって本年度も海の事故ゼロキャンペーンを展開することから、東海地方においても同キャンペーンを推進し、国民に広く海難防止思想の普及及び高揚を図るとともに海難の未然防止に寄与することを目的とする。

2 運動期間

令和2年7月16日(木)から7月31日(金)までの間(16日間)

3 重点事項

令和2年3月30日、全国海難防止強調運動実行委員会において設定された、平成28年度から令和2年度までの重点事項を踏まえ、海難防止強調運動推進東海地方連絡会議において設定する重点事項は次のとおりとする。

- (1) 小型船舶の海難防止
- (2) 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- (3) ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保
- (4) 荒天時における走錨等に起因する事故の防止

4 推進項目

- (1) 「小型船舶の海難防止」に関する推進項目

イ プレジャーボートの発航前等の点検の徹底及び適切な見張りの徹底

東海地方における過去5年間(平成27年～令和元年、以下同じ。)平均の海難では、プレジャーボートの海難は全体の約5割を占め、特に運航不能(機関故障)及び衝突が多く発生している。原因では、老朽衰耗や整備不良、見張り不十分によるものが顕著に多いことから、発航前に船体、機関等の点検を行うこと、適切な見張りを行うことの徹底を図る。

ロ 漁船における適切な見張りの徹底

東海地方における過去5年間平均の海難では、漁船の海難は全体の約2割を占め、特に衝突海難の割合が高い傾向にある。原因では見張り不十分によるものが顕著に多いことから、適切な見張りの徹底を図る。

(2) 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

イ 常時適切な見張りの徹底

東海地方における過去5年間平均の海難では、衝突海難が全体の約3割を占め、その原因では、見張り不十分によるものが約6割となっていることから、航行又は漂泊中における常時適切な見張りの徹底を図る。

ロ 船舶間コミュニケーションの促進

船舶同士の衝突海難においては、早めに相手船の動向を把握する必要があることから、次のとおり、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

(イ) 早めに相手船にわかりやすい動作をとる。

(ロ) VHFや汽笛信号等を活用する。

(ハ) AIS情報を活用するとともに、正しい情報を入力する。

(3) 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」に関する推進項目

東海地方における過去5年間における海中転落者のライフジャケット着用・非着用による生存率の差が顕著であり、海中転落した乗船者の安全を確保するために、①海上に浮く②速やかな救助要請という2点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船について自己救命策（ライフジャケット常時着用、連絡手段の確保、118番等緊急電話番号の普及）確保に関する周知の徹底を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大したことから、救命胴衣の着用徹底を目指す。

(4) 「荒天時における走錨等に起因する事故の防止」に関する推進項目

船舶及び運航管理者に対して、走錨事故防止ガイドラインを活用し、次の事項を重点に指導を行うとともにリーフレットを活用し、伊勢湾及び三河湾における重要施設への衝突防止策の周知を行うこと。

イ 船舶に対する指導

(イ) 最新の気象・海象情報を入手し、時間的余裕を持って避難を開始する。

(ロ) 適切な守錨直を配置し、自船及び周囲の錨泊状況の監視を行う。

(ハ) 台風の直撃を受ける場合は、主機関・スラスタ等を一斉に使用できるよう準備する。

(ニ) 適切な錨泊方法を選択する。

ロ 運航管理者に対する指導

(イ) 船長に対する台風避難に必要な情報提供を行う。

(ロ) 船長に対する避難海域や避難のタイミングに関する助言を行う。

(ハ) 時間的余裕を持った避難を容易にするための荷主企業等と調整を行う。

(5) その他

各地区の海難防止強調運動推進連絡会議において必要と認める項目

5 各地区連絡会議における実施計画の策定

各地区連絡会議は、「6 実施事項」を参考に、地域的特性を勘案した具体的な実施計画を策定し、地方連絡会議に報告したうえで運動を推進する。

6 実施事項

関係団体と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、「密集・密接・密閉」の3つの密を避け、今後の政府及び都道府県が発表する新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する情報に留意しつつ、以下の活動に積極的に取り組むこととする。

(1) 広報活動

国民一般を広く対象にした、次の周知・広報活動を積極的に実施する。

- イ テレビ、ラジオ、新聞等公共性の高いメディア、自己組織、傘下組織等が発行する社内外広報誌等、あらゆる広報媒体を利用した広報の実施
- ロ 自己組織、傘下組織等の管理する庁舎、社屋、魚市場等へのポスターの掲示（高速・有料道路サービスエリア等でのポスター掲示、リーフレット配布）
- ハ 旅客船乗り場、船内、マリーナ等における、場内放送による周知
- ニ 愛知県・三重県各漁業協同組合、漁業無線局、漁業協同組合近隣小学生等の協力による安全メッセージの募集及び漁業用無線等を活用した啓発活動
- ホ その他、ホームページ、ツイッター、電光掲示板、垂れ幕等による広報

(2) 各種行事等

地元行事等を通じて、本運動の周知を図る。

(3) 安全に関する指導、教育、周知

訪船・現場指導、海難防止講習会、海上安全教室、人命救助訓練等にあわせ、重点事項をはじめとした安全確保についての周知、指導を行うほか、対象毎に、次の事項について指導、啓発活動を行う。

- イ 漁船、遊漁船、プレジャーボートの操船者に対する事項
常時適切な見張りの徹底、早期見会い関係回避措置の実施、自船位置の確認、自己救命策確保及び発航前点検の徹底
- ロ 一般船舶操船者に対する事項
イに加え、AIS搭載船にあつてはAISを活用した意思疎通と適正な運用、VHF無線電話搭載船にあつては、無線の常時聴守及び活用
- ハ すべての船舶操船者に対する事項
ウェブサイトや電子メールにより、海上保安庁がリアルタイムに提供する「海の安全情報」の周知及び利用促進
- ニ 名古屋港海上交通センター及び伊勢湾海上交通センターが提供する錨泊船位置情報の周知及び利用促進

令和 2 年度 伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会

本協議会では、平成 29 年度から 7 月に年次総会を開催することを恒例としていたが、今年度においては、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況であることから、総会の開催を中止し、書面決議により、令和 2 年度の協議会の運営に係る事項について同意を得ることとした。

書面決議は、別添 1 の「令和 2 年度 伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会の書面決議について」により構成員に諮り、全員から承認を得た。

その結果については、別添 2 の「令和 2 年度 伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会の運営について（書面決議の結果報告）」により構成員に通知した。

記

1 令和 2 年度の会長について

本協議会では、平成 18 年の設立時より、愛知県漁連会長と三重県漁連会長が年度毎に交代して本協議会会長に就任しており、令和 2 年度においては、愛知県漁業協同組合連合会代表理事会長の山下三千男氏を選出した。

2 会計について

本協議会の会計に係る令和元年度収支決算並びに、令和 2 年度収支予算（案）については、事務局の提案のとおり承認された。

3 令和 2 年度事業計画について

(1) 簡易型 AIS 搭載モデル事業の推進

本事業は、平成 26 年度から継続的に実施しており、令和 2 年度においても実施することで承認された。（別添 3 参照）

(2) 相互理解を深めるための活動の提案

本協議会規約第 4 条では、協議事項及び活動について「各異業種の共存共栄・互助精神に基づく相互理解を深め、船舶航行、操業、作業等における安全性と効率性の向上を図るための意見、問題点、対応等について協議するとともに主として次の各号について実施する。」とし、実施する活動を列記している。

現下の新型コロナウイルス感染症が収束し、平時の状態に戻ることを前提として、協議会構成員の相互理解を深めるための活動（例：意見交換会の開催・施設見学等）を実施することを提案し、承認を得た。

令和2年7月13日

伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会構成員 殿

伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会
会 長 湯 浅 雅 人

令和2年度 伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会の書面決議について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、協議会の皆様におかれましては、伊勢湾・三河湾における安全で効率的な海域利用の推進と航行安全の確保にご尽力いただき御礼申し上げます。

さて、当協議会の年度総会につきましては、平成29年度から7月開催を恒例として開催しておりますが、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況であることから、総会の開催を中止し、下記事項について書面決議によりお諮りすることと致します。

本来であれば、構成員各位にご出席いただき、令和2年度の会長の下でご審議頂くところですが、現下の事情をご理解の上、ご承認を賜りたくお願い申し上げます。

つきましては、添付の「令和2年度 伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会書面決議資料」をご確認いただき、同封の回答書にて、7月31日（金）までに郵送によりご回報方お願い致します。

敬具

記

- 1 議案1：令和2年度の会長選出について
- 2 議案2：令和元年度事業報告について
- 3 議案3：令和元年度収支決算の報告について
- 4 議案4：令和2年度収支予算書（案）について
- 5 議案5：令和2年度事業計画（案）について

令和 2 年 8 月 12 日

伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会構成員 各位

伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会
会 長 山下三千男

令和 2 年度 伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会の運営について
(書面決議の結果報告)

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

構成員各位におかれましては、協議会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和 2 年度の本協議会の運営に係る議案につきましては、書面での決議とし、令和 2 年 7 月 13 日付「令和 2 年度 伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会の書面決議について」を以ってお諮りしましたところ、全ての議案について承認を頂きましたので、ご報告致します。

新型コロナウイルス感染症がまだ収束せず、社会的に大きな影響を及ぼしていますが、本年度におきましても引き続き、本協議会へのご協力の程宜しくお願い申し上げます。

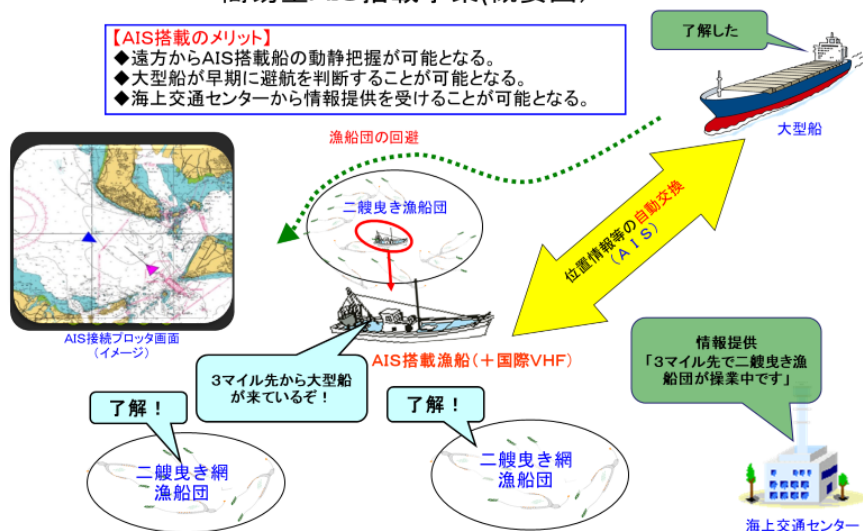
敬具

令和2年度 簡易型 AIS 搭載モデル事業について

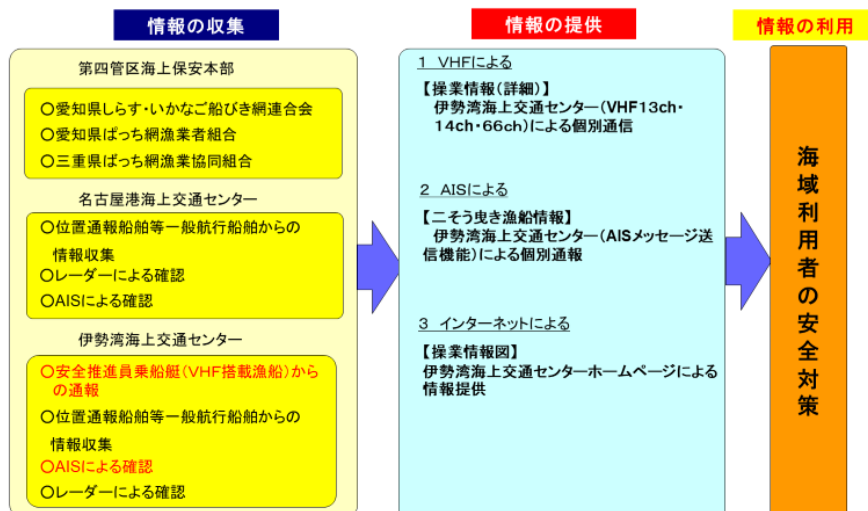
この事業は、操業漁船と一般航行船舶との相互の安全を確保することを目的とし、二そう曳き漁船の操業情報の収集及び提供体制の充実を図るための取り組みである。

愛知県及び三重県所属の船曳き網漁船 5 隻の協力を得て、同漁船に国際 VHF 無線・簡易型 AIS を搭載している。これら搭載漁船は、いかなご漁、しらす漁、いわし漁等の漁期に操業漁船がい集する状況にある時、伊勢湾海上交通センターに操業漁船の情報を連絡し、同情報を受けた伊勢湾海上交通センターは、伊勢湾内を航行する一般船舶に対して、VHF、AIS により漁船の操業状況を情報提供する仕組みである。

簡易型 AIS 搭載事業(概要図)



二そう曳き漁船の操業情報の収集及び提供体制



国際VHF/簡易型AIS搭載船一覧

船名	所属漁協	国際VHF無線		簡易型AIS	
		設置年	型式	設置年	型式
第15大漁丸	豊浜漁協	H23.2	icomIC-M504	H27.3	送受信機: SA-2000 プロッター: FEG-1041 (ゼニライトブイ製)
第21かぎや丸	鈴鹿市漁協	H23.2	icomIC-M504	H27.3	送受信機: SA-2000 プロッター: FEG-1041 (ゼニライトブイ製)
第18姫島丸	篠島漁協	H23.3	icomIC-M504	H28.8	送受信機: FA-50 プロッター: GP-1670F (フルノ製)
第13かぎや丸	鈴鹿市漁協	H23.2	icomIC-M504	H28.8	送受信機: FA-50 プロッター: GP-1670F (フルノ製)
第2丸俊丸	師崎漁協	H23.1	icomIC-M504	H29.4	送受信機: SA-2000 プロッター: FEG-1041 (ゼニライトブイ製)



【25W 国際 VHF 無線機】
icomIC-M504



(送受信機)

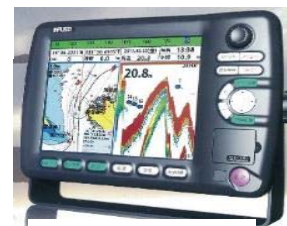


(プロッタ)

【簡易型 AIS (フルノ製)】



(送受信機)



(プロッタ)

【簡易型 AIS (ゼニライトブイ製)】

令和2年度 第1回通常理事会

令和元年度 第1回通常理事会は、5月15日（金）午前11時から名古屋港湾会館3階第2会議室において開催する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、理事会の開催は見送り、審議案件については書面決議とした。

審議案件は、別添1の書面「令和2年度第1回通常理事会の開催について」により、全理事及び監事に諮問した。その結果については、別添2の書面「令和2年度第1回理事会の書面決議の議事録送付について」により全理事及び監事に通知した。

記

1 審議案件（書面決議事項）

- ・ 第1号議案 令和元年度事業報告について
- ・ 第2号議案 令和元年度収支決算について
- ・ 第3号議案 役員改選について
- ・ 第4号議案 通常総会の招集について

2 審議結果（書面決議結果）

前記1の第1号から第4号までの議案全てについて、理事全員（27名）より同意を得、監事（2名）の確認を得た。これにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第40条に基づき、理事会の決議があったとみなされ、理事全員の同意があったことを確認するため、議事録を作成し、代表理事及び監事が記名押印した。

(別添1)

2 伊海防第6号
令和2年4月24日

各理事・監事 殿

公益社団法人 伊勢湾海難防止協会
会長 八木 嘉 幸

令和2年度第1回通常理事会の開催について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般ご案内申し上げた5月15日(金)開催の通常理事会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大リスクが高まっていることから、定款第40条(決議の省略)の規定に基づき、理事会の開催に代え、書面にて各理事の得たいと考えておりますところ、理事のご意見を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

つきましては、添付の資料「令和2年度第1回通常理事会」をご確認の上、同意の有無についてのご意見を、別紙「回答書」にて5月15日(金)までにFAXにてご返信後、本紙を当法人まで、郵送くださいますようお願い申し上げます。

謹白

(別添 2)

2 伊海防第9号
令和2年5月29日

各理事・監事 殿

公益社団法人 伊勢湾海難防止協会
会長 八木 嘉幸

令和2年度第1回通常理事会の書面決議の議事録送付について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記理事会の書面決議に関しましては、全ての理事から同意を得、監事の確認を得ましたので、令和2年5月15日に決議があったものとみなされました。

つきましては、添付のとおり、議事録を送付致しますので、宜しくご高覧下さるようお願い申し上げます。

なお、今後ともご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

令和2年度 通常総会

令和2年度通常総会は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、下記のとおり開催した。

記

1 開催日時・場所

令和2年6月12日（金） 名古屋港湾会館2階第1会議室

2 出席会員の状況

議決権のある正会員総数 151名

総正会員の議決権の数 151個

出席正会員数 32名

（内、当日出席者22名、
委任状による者10名）

書面決議の数 97個

この議決権の総数 129個



〈令和2年度通常総会の開催状況〉

3 出席役員

代表理事、理事19名、監事2名

4 総会の目的事項並びに議事の経過の要領及び結果

上記のとおり会員の出席があったので、本通常総会は適法に成立。よって、代表理事八木嘉幸は議長席に就き、開会を宣し、議案審議に入った。

5 議案審議

(1) 第1号議案：令和元年度事業報告について

藤田専務理事が資料に基づき、令和元年度の個々の事業並びにその他会務の実施状況について説明。審議の結果、異議なく可決された。

(2) 第2号議案：令和元年度収支決算について

渡邊総務部長が資料に基づき、令和元年度収支決算について説明。次に監事を代表して寺元監事から監査報告がなされ、審議の結果、異議なく原案どおり可決された。

(3) 第3号議案：役員改選について

定款第27条の定めにより、当協会の理事・監事全員が本通常総会の終結と同時に任期満了し退任することから、新たに理事・監事全員の改選を行う必要がある。このことについて、藤田専務理事が資料「役員名簿(案)」に基づき説明し、審議の結果、異議なく承認された。

6 報告事項

令和2年度事業計画、令和2年度収支予算について資料に基づき説明報告を行った。

7 その他

寄神建設(株)名古屋支店、JFEエンジニアリング(株)の2社の入会について承認した。

◆◆ 公益社団法人伊勢湾海難防止協会 役員名簿 ◆◆

(任期：令和2年6月12日～令和4年通常総会終了まで)

(敬称略)

代表理事（会長） （非常勤）	吉川 廣一	公益社団法人伊勢湾海難防止協会会長
業務執行理事（副会長） （非常勤）	小川 謙	日本トランスシティ株式会社代表取締役会長
業務執行理事（副会長） （非常勤）	柴田 忠男	総合ポートサービス株式会社代表取締役社長
業務執行理事（副会長） （非常勤）	小鹿 邦博	伊勢三河湾水先区水先人会会長
業務執行理事（専務理事） （常勤）	藤田 義朝	公益社団法人伊勢湾海難防止協会事務局長

(順不同・敬称略)

理事（非常勤）	浅川 敦	川崎汽船株式会社名古屋支店長
理事（非常勤）	浅野 皇	半田港運株式会社代表取締役社長
理事（非常勤）	伊藤 正	名古屋日本船代理店会会長
理事（非常勤）	上田 耕司	潮見発展協会会長
理事（非常勤）	打田 光男	四日市港運協会常務理事
理事（非常勤）	奥山 謙介	四日市港振興会常任理事
理事（非常勤）	川野 正輝	株式会社商船三井名古屋支店長
理事（非常勤）	北川 靖章	トヨフジ海運株式会社内航部長
理事（非常勤）	小林 剛	東邦ガス株式会社生産計画部長
理事（非常勤）	関 行秀	出光興産株式会社愛知製油所副所長
理事（非常勤）	大同 浩生	昭和四日市石油株式会社四日市製油所環境安全部長
理事（非常勤）	土屋 祐治	コスモ石油株式会社四日市製油所安全環境担当副所長
理事（非常勤）	長谷川 茂人	名古屋汽船株式会社代表取締役社長
理事（非常勤）	原 弘三	愛知海運株式会社代表取締役社長
理事（非常勤）	藤本 健	日本郵船株式会社名古屋支店長
理事（非常勤）	堀江 吉春	伊勢湾防災株式会社代表取締役専務執行役員
理事（非常勤）	丸茂 俊一	ENEOS 株式会社知多製造所副所長
理事（非常勤）	森崎 隆善	株式会社 JERA 西日本副支社長
理事（非常勤）	八木 嘉幸	公益社団法人伊勢湾海難防止協会理事
理事（非常勤）	山口 和彦	愛知県港湾空港建設協議会会長
理事（非常勤）	山原 始	全日本海員組合名古屋支部長
理事（非常勤）	湯浅 雅人	三重県漁業協同組合連合会代表理事会長
監事（非常勤）	寺元 清隆	グリーン海事株式会社代表取締役社長
監事（非常勤）	菊川 幸信	名古屋港運協会常務理事

事務局便り

1 会長の交代

令和2年6月12日（金）に開催した令和2年度通常総会において、八木嘉幸会長が退任し、新会長に吉川廣一が就任致しました。

八木前会長は、平成20年6月に当協会の会長に就任され、以来12年の長きに亘り、伊勢湾海難防止協会の会長として、当協会が使命とする船舶の航行安全に関する調査研究事業並びに海難防止活動事業の推進にご尽力頂きました。事務局職員一同、深く感謝申し上げます。

吉川新会長は、平成29年5月から2年間、伊勢三河湾水先区水先人会会長の要職の傍ら、当協会の副会長に就任しておりました。今後は、吉川会長の下、事務局職員一同、当協会の事業活動の推進と発展に努めていく所存です。宜しくお願い致します。

2 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度の前期は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、予定の行事が殆ど開催できない、又は開催されない状況となりました。そのような状況の中、当協会としては、「令和2年度通常総会」並びに、「令和2年度・名古屋港岸壁整備に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会(第1回)につきましては、感染症対策として3密『密閉・密集・密接』を避けた会場設営を徹底し、開催致しました。

また、事務所は3密を避けた職場環境とし、事務局職員につきましても、時差出勤、在宅勤務等を導入し、健康の維持・管理に努めています。

会 報 第 1 3 4 号
(令和2年10月発行)

(公社) 伊勢湾海難防止協会
〒455-0034 名古屋市港区西倉町1番54号
電 話 052-651-0522
F A X 052-651-0519
Http://www.isekaibou.or.jp
E-mail: isekai@isekaibou.or.jp

印 刷 : 名港印刷株式会社

この冊子は、再生紙を使用しています。